

つくば市遠隔手話サービス利用規約

令和4年（2022年）5月16日制定

つくば市遠隔手話サービス（以下「サービス」といいます。）は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、つくば市遠隔手話サービス利用規約に同意したものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝日・年末年始を除く。）の、9：00～12：00 及び 13：00～17：00 とします。

(2) 手話通訳者

サービスは、つくば市が直接実施するものとし、手話通訳は、つくば市に設置されている手話通訳者（以下「手話通訳者」といいます。）が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、聴覚障害者等（耳の聞こえない人で、意思疎通に手話を利用する人）とスマートフォンやタブレット端末等のビデオ通話機能を利用して、遠隔で手話通訳者との通話を提供するものです。

(2) サービスの提供条件

次に掲げるような目的・利用に対しては、サービスは提供できないものとします。

(a) つくば市手話通訳者等派遣事業で示す、あらかじめ予定できる内容のもの（市役所等での手続き等を除く）

(b) 要配慮個人情報（※）を含む利用となるもの

(c) 商用若しくはそれに類する目的のもの

(d) 1回の利用につき15分を超えるもの

(e) 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容とつくば市が判断したもの
これらの状況が続く場合には、つくば市遠隔手話サービス利用登録の取消をする場合があります。

※ 要配慮個人情報：信条、人種、社会的身分、犯罪の経歴、刑事事件に関する手続き、少年の保護事件に関する手続き、犯罪により害を被った事

実、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診察・調剤内容

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、つくば市内に在住する聴覚障害者等で、つくば市遠隔手話サービス利用登録を完了した者としてします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、事前につくば市遠隔手話サービス利用登録書（様式第1号）を提出してください。市において登録が完了しましたら、つくば市遠隔手話サービス利用登録完了通知書（様式第2号）を送付しますので、手元に通知書が届いてから利用してください。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者自身が本サービス利用に使用するスマートフォンやタブレット端末等の通信料は、利用者負担となります。なお、スマートフォン又はタブレット端末等からビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。事前にスマートフォン又はタブレット端末等に関する料金プランや利用方法を確認してください。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる「Face Time(フェイスタイム)」か「ZOOM(ズーム)」とし、利用者は、原則、自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。また、各ソフトウェアの設定及び利用については、各ソフトウェアの利用規約に基づき、利用者の負担及び責任でご利用ください。また、サービスの利用にあたり、利用者本人の特定に繋がるような通話は控えてください。つくば市は、各ソフトウェアの機能や安全性、個人情報の取り扱いについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

7 その他

- (1) このサービスは、モバイル通信（いわゆる4G・LTE通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。
- (2) 手話通訳者が直接来課された方の応対や不在等によりサービスの提供ができない場合があります。
- (3) 利用当日に通信状況が悪い場合、その他、自然災害等何らかの事情が生

じた場合によりサービスが提供されない場合があります。

- (4) サービスの提供にあたり、使用するソフトウェア利用者情報（メールアドレス）をつくば市がサービス提供用に使用する市所有のタブレット端末に登録しますが、サービス提供以外の目的では使用しません。
- (5) サービスの提供に係る法令の改正やサービスを取り巻く実情の変化等に照らして、本利用規約の内容を変更する場合は、市のホームページ上に掲載し、利用者に電子メール又は郵送で変更内容を通知します。変更後の本利用規約の効力発生日以降にサービスを利用する場合は、利用者が本利用規約の変更について同意されたものとみなします。